

2014年5月21日 全3頁

米裁判所、紛争鉱物開示規則の一部無効判決

紛争鉱物使用の明示を義務付ける開示規則は憲法違反

金融調査部 主任研究員
鈴木 裕

[要約]

- 紛争鉱物開示規則の有効性を争う訴訟で、米国連邦控訴裁判所は、規則の一部を無効とする判断を下した。
- これを受けて、SECは紛争鉱物開示規則の一部の不適用を決めた。不適用とされたのは、開示情報の結論部分であるため、開示される情報の簡潔性が損なわれる恐れがある。

紛争鉱物開示規則の一部無効判断

米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission =SEC) が、2012年に8月に策定した紛争鉱物の使用に関する開示規則¹の一部について、連邦控訴裁判所が憲法違反を理由として、無効とする判断を2014年4月に下した²。これにより、SECは規則の一部を不適用とすることを表明した³。不適用となる部分は、紛争鉱物の使用に関する開示規則の根幹部分ともいえることから、今後大幅な見直しにつながる可能性がある。

紛争鉱物の利用の有無を開示

2010年7月に成立した「ドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act 2010、以下 ドッド=フランク法)」1502条は、米国上場企業に製品等における紛争鉱物の使用に関して開示義務を課している。この条項の目的は、1996年以来国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo=DRC) の武装団体の資金源を断つことにある。SECは、これに基づき規則の検討を進

¹経済産業省「米国の紛争鉱物開示規制」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/funsou/

² 2014 WL 1408274 (D.C. Cir. Apr. 14, 2014)

[http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/D3B5DAF947A03F2785257CBA0053AEF8/\\$file/13-5252-1488184.pdf](http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/D3B5DAF947A03F2785257CBA0053AEF8/$file/13-5252-1488184.pdf)

³ Statement on the Effect of the Recent Court of Appeals Decision on the Conflict Minerals Rule

<http://www.sec.gov/News/PublicStmt/Detail/PublicStmt/1370541681994>

め、2012年に8月に策定を完了した。

ドッド=フランク法に基づく紛争鉱物の開示規則は、3TG と呼ばれるスズ (tin)、タンタル (tantalum)、タングステン (tungsten)、金 (gold) とそれらの派生物または、DRC 紛争の資金源となっているその他の鉱物とその派生物を「紛争鉱物 (conflict minerals)」と定義し、企業に対して紛争鉱物を使用した製品であるか否かを SEC へ報告するとともに開示する義務を課す内容となっている。SEC が定めた開示規則では、(1) 米国に上場している企業が、製品を生産または委託生産するにあたり、その機能面に紛争鉱物を使用していたり、生産にあたって紛争鉱物を使用したりしている場合、(2) 当該紛争鉱物の原産地を判断するために「合理的な原産国調査」を行い、(3) 当該紛争鉱物の購入・使用が武装勢力の資金源となり紛争地域での人権侵害等に寄与していないこと等を確認するため、専用書式 (Form SD) で紛争鉱物使用状況に関する情報を開示することと各企業の WEB での公表を義務付けている。暦年の1月から12月までが報告期間とされ、一年分の紛争鉱物使用について、精査をして翌年5月末 (2014年は当該日が休日であるため、6月2日となる) までに、SEC に報告しなければならない。

使用している鉱物が、DRC 又は周辺国産ではないと判明しない場合や、再生利用品やスクラップ起源ではないと判明していない場合には、企業は、これら鉱物の採鉱や加工・流通過程について、DRC 紛争との関連を精査することになる。その結果を、「DRC 紛争との関連なし (DRC conflict free)」であったか、「DRC 紛争と無関連と判明しなかった (not been found to be ‘DRC conflict free’)」、などと開示するとともに、第三者の監査を受けることが義務付けられる。もともと、新たな開示規則であることから、移行期間が設けられており、2年間 (小規模企業では4年間) は、紛争鉱物か否かを決定することができない場合、「DRC 紛争との関連判定不能 (DRC conflict undeterminable)」という開示が認められ、第三者監査も不要とされている。

司法判断とそれに続く SEC の措置

紛争鉱物の開示規則に対する企業側の反発は強いものがあり、規則の無効を求めて、全米製造業者協会 (National Association of Manufacturers) などが原告となって、SEC を訴えていた。この訴訟の控訴審では、原告の請求を退けた原審の判断の多くが維持されたが、表現の自由との関連で規則の一部が無効とされ、原審に差し戻された。一部とは言え、規則の根幹に関わる内容であることから、紛争鉱物開示規制の在り方が改めて問題視されている。

控訴審の判断の中核は、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ” という表示を強制することは憲法で保障された企業の表現の自由を侵害するということにある。企業は、自社の製品について説明を加える自由があるはずだ。しかし、“conflict free” などの用語は、DRC 紛争に対する道徳的評価の比喩表現 (metaphor) であり、製品の非倫理性について消費者に告げることを義務付けようとするものであるから、企業の表現の自由を侵害するという。立法目的を達成するために、より制限的でない手段 (less restrictive means) を SEC は検討するべきであったのに、それが不十分であった。憲法上の自由を侵害するという懸念は、規則の準備

段階から問題視されており、開示にあたっての表現も入念に検討されていたが、SEC が選択した用語に対して、司法判断は慎重な姿勢を示すこととなった。

この控訴審の判断を受けて、SEC は、“DRC conflict free”、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ”、および “DRC conflict undeterminable” など、紛争鉱物開示の結論的な部分を情報開示義務から外す旨を表明することとなった。今後、紛争鉱物開示に関して追加的なガイダンスを出すことを検討するという。

今回の SEC の措置では、紛争鉱物について精査する義務は維持されているものの、DRC 紛争との関連の有無を “conflict free” などとわかりやすく表示することを任意としたため、情報を利用する者がいれば、不便を強いるようになるかもしれない。

国際人権団体は、紛争鉱物開示の後退であり、DRC 紛争に関する理解の促進を阻害する恐れがあるところした動きを批判している⁴。

⁴ Enough Project: Trimming Minerals Disclosure Rule is a Step Backward for Atrocity Prevention
<http://enoughproject.org/news/enough-project-trimming-minerals-disclosure-rule-step-backward-atrocity-prevention>